



区議会第1回臨時会 新しい議会構成が決まりました

第1回臨時会が5月31日に開かれました。
本臨時会では議長、副議長の辞職に伴い、議長、副議長の選挙が行われ、議長に守屋誠議員、副議長に戸田光昭議員が選出されました。
このほか、各常任委員会、議会運営委員会、各特別委員会の委員の選任が行われました(委員会の構成は4面に掲載しています)。

議長・副議長 就任あいさつ



議長 守屋 誠



副議長 戸田光昭

私たちは、第1回臨時会におきまして、議員多数のご推挙により、議長、副議長に就任いたしました。身に余る光栄であり、その職責の重さに、あらためて身の引き締まる思いでございます。

区政を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いておりますが、区では、効果的かつ効率的な行財政運営に努め、区民の皆様の実生活を守るため、区政の重要課題に積極的に取り組んでまいります。

区議会といたしましても、時代の変化を的確に捉えた議会運営に努めるとともに、区民の皆様の声や区政の各分野に十分に反映させ、皆様の信頼と期待に応えられるよう、諸課題の解決に最善を尽くしてまいります。

今後とも区民の皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

議案の審議結果

平成 22 年第 1 回臨時会
○賛成 ×反対 - 退席

議案番号・議案名	会派名・結果 (数字は会派人員)						結果
	自由民主党荒川区議会議員団	公明党荒川区議会議員団	日本共産党荒川区議会議員団	民主党・市民の会	あらかわ元気クラブ	日本創新党	
区長提出議案 (3件)							
報第1号 荒川区特別区税条例の一部を改正する条例の専決処分について	○	○	×	○	×	○	承認
報第2号 荒川区国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分について	○	○	○	○	○	○	承認
同第1号 荒川区監査委員の選任同意について(小坂眞三議員)	○	○	×	×	○	×	同意

4面

議会構成
・常任委員会
・議会運営委員会
・特別委員会
各会派の構成

3面・2面

議会のしくみ
・議会の役割
・議会の仕事
・請願・陳情の提出方法
・会議のあらまし
区議会を知るには
議会改革についての答申
会派名の変更

掲載記事のご案内



あら坊

第1回臨時会日程

5月31日
本会議
各常任委員会
議会運営委員会
各特別委員会

特別委員会の調査事項の追加について

観光・文化推進調査特別委員会の調査事項に「観光に係る交通アクセスに関すること」が追加となりました。

議会のしくみ

議会の役割

区議会とは

荒川区に住んでいる区民が、自分たちの生活に身近な問題を自分たちの力で解決することを地方自治といいます。しかし、区民全員が集まって話し合いをするのは難しいことです。

そこで、選挙権のある満25歳以上の区民の中から選挙で選ばれた区議会議員が、区民の代表として区の重要な事務を慎重に審議し、どのように対処していくかを決定しています。この区議会議員で構成された機関を区議会といいます。

区議会議員の任期と定数

区議会議員の任期は4年です。現在、荒川区議会議員の定数は、条例により、32人としています。

議長と副議長

議長・副議長は議員の中から選挙で選ばれます。

議長は、本会議の開会、閉会の宣言や議事の整理を行います。また、対外的に区議会を代表します。副議長は、議長が欠けたとき、不在のときに議長の職務を代行します。

区議会と区長

区議会は、区民生活に関わる重要なことを決定することから議決機関と呼ばれています。

区長は、議会の議決等により決定された事務を尊重して執行することから執行機関と呼ばれます。区長も、区民から選挙で選ばれます。

区議会と区長はそれぞれ独立した権限を持ち、お互いけん制し、調和を図ることで豊かな区民生活の実現を図ります。

議会の仕事

議決

議決とは、区長や議員から提出された議案などを審議して、その可否を決めることです。議決は、区議会の重要な仕事です。

議会で議決する事項は、法律で定められており、その主なものは、次のとおりです。

- 条例を制定、改正または廃止すること。
- 予算を定めること。
- 決算を認定すること。
- 区の税金に関すること。
- 使用料や手数料などに関すること。
- 予算価格1億8千万円以上の工事や、ものをつくる契約を締結すること。
- 不動産を信託すること。
- 予定価格2千万円以上のものの取得や処分をすること(土地は、5000㎡以上)。
- 負担付きの寄附や贈与を受けること。
- 法律や政令または条例で定められていることを除いて、区の権利を放棄すること。
- 重要な公の施設を長期間、独占的に利用させること。
- 損害賠償の額を定めること。
- 区が訴えをしたり、和解などしたりすること。
- 区の基本構想を定めること。

意見書・要望書の提出

区民の暮らしに関することでも、区の方だけでは解決できないことがあります。このようなき、国や東京都などに対して問題点の改善を求め、意見書や要望書を提出します。

請願・陳情の審査

請願・陳情は、区政に関する意見や要望を、議会に対して文書で提出する制度です。提出された請願・陳情は、慎重に審査を行います。

請願・陳情の提出方法

請願・陳情とは

請願とは区議会議員が内容に賛意を表し紹介議員となっているものをいい、陳情とは紹介議員のないものをいいます。荒川区議会では、請願も陳情も、原則として同じ取り扱いをしています。

提出方法

○ 提出できる人
区民に限らず、どなたでも提出できます。

○ 提出時期
いつでも提出できます。

○ 請願(陳情)書の書き方
次の事項を必ず書いてください。

- ① 題名
- ② 〇〇の促進を求める請願(陳情)のように、「何をどうしてほしい」という表現にしてください。
- ③ 紹介議員の署名(陳情書の場合には不要)
- ④ 請願(陳情)の趣旨
- ⑤ 要旨を明瞭・簡潔に書いてください。
- ⑥ 請願(陳情)の理由
- ⑦ 請願(陳情)を出すに当たった経緯と目的を詳しく書いてください。

④ 提出年月日

⑤ 請願(陳情)者の住所、氏名、押印、連絡用の電話番号

⑥ 2人以上で出す場合は、それぞれの住所、氏名を書き、押印をして、代表者を定めてください。

⑦ 提出者が大勢いる場合は、署名簿を作成して一緒に提出し、代表者の横に署名者数を記載してください。

⑧ あて先(荒川区議会議員)

請願(陳情)書書式(例)

〇〇の促進を求める請願(陳情)
紹介議員 議員名〇〇〇〇〇
(陳情書には不要)

趣旨.....

理由.....

提出 年 月 日

(請願(陳情)者代表者氏名)
住所・電話
氏名 〇〇〇〇〇
外 名

荒川区議会議員
〇〇〇〇殿

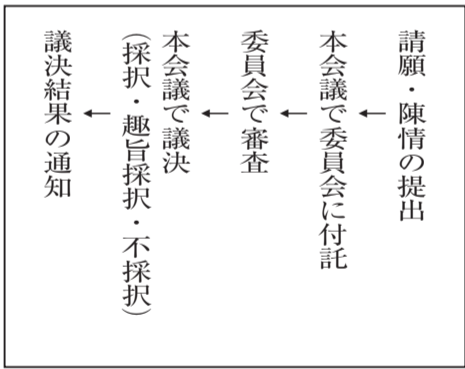
⑧ (訂正印)

※用紙の大きさや紙質、横書き、縦書きは問いません。

署名簿(例)

〇〇の促進を求める請願(陳情)	趣旨.....	氏名.....	住 所.....	印.....

なお、郵送または代理人が提出した陳情(陳情者が心身等の障害のため提出できない場合を除く)や私人間の紛争に関する陳情などは審査されず、参考配付のみとなる場合があります。詳しくは議会事務局までお問い合わせください。 内線3614



会議のあらまし

定例会と臨時会

議会は、定例会及び臨時会の会期中にその活動を行います。

定例会は、案件の有無に関わらず、毎年4回（2月、6月、9月、11月）招集され、臨時会は特定の案件について必要がある場合に招集されます。会期は、それぞれの本会議初日に議会の議決で決定されます。

定例会及び臨時会は、区長が招集します。臨時会は、議会運営委員会の議決を経て議長から招集請求があるときや、議員定数の4分の1以上の議員から招集請求があるときも、区長は招集しなければなりません。

本会議

本会議は、全議員が出席して議場で開かれる会議で、区議会の意思を決定する重要な会議です。区の重要な事柄の決定は、すべてこの本会議で行います。

また、定例会では、議員から区政全般にわたり一般質問が行われます。

委員会

区の仕事は幅広い分野にわたっており、内容も複雑で専門化しているため、少人数からなる委員会を設置し、専門的に詳細な審査を行っています。委員会の活動は、議会の会期中に限られるのが原則ですが、その会期中に結論を得られなかった案件は、議会の議決に

より、閉会中でも継続して審査できます。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会があります。

常任委員会は、区の事務の部門別に4つの委員会（総務企画委員会、文教・子育て支援委員会、福祉・区民生活委員会、建設環境委員会）が設置されています。これらの委員会は、その部門に属する事務の調査を行い、本会議で付託された議案、請願・陳情等を審査します。各議員は必ずいずれかの常任委員になるものと法律で決められており、各常任委員の任期は条例で1年と定められています。議会運営委員会は、議会の運営等に関する事項を調査するとともに、議会に関する議案、請願・陳情等を審査します。委員の任期は、条例で1年と定められています。

特別委員会は、臨時的な事件、特に重要な案件等を審査するために、議会の議決により設置されます。特別委員会は、議会の議決により付託された案件を審査し、その審査が終わるまで存続します。現在、震災対策・危機管理調査特別委員会、拠点開発調査特別委員会、観光・文化推進調査特別委員会が設置されています。また、区

の予算や決算を審査する場合にも、特別委員会が設置されます。

議案の成立まで

所定の手続きを経て議案に提出された議案は、通常、委員会が審査され、その結果を参考に、本会議で議決されます。

議案の提出から議決までの流れは、おおむね次のとおりです。

提出

議案を提出できるのは、区長、委員会、議員です。議員が提出する場合は、意見書、決議などを除き、議員定数の12分の1以上の賛成が必要で、提出された議案は、提出者が、内容や提案した理由を本会議で説明します。

審議

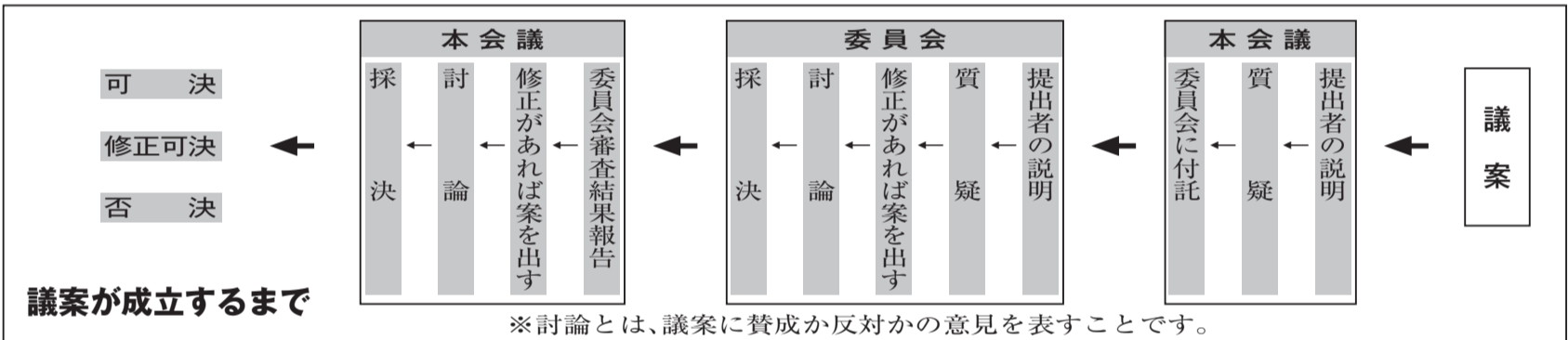
議案の審査は、原則として常任委員会に付託されます。委員会での審査が終了したときは、委員長から議長に審査結果が報告されます。議案によっては、委員会審査を省略して本会議で議決することもあります。

議決

各委員会での審査結果が出る、議長は、本会議を開きます。本会議では、委員長から報告された審査結果を参考にしながら、議案を議決します。その結果、可決された議案が成立することになります。



あら坊



区議会を知るには

議会を傍聴する

本会議 委員会は傍聴できます。区議会を傍聴することは、区議会の活動を知る身近な方法です。本会議、委員会を傍聴するとき

は、会議当日に区役所5階の議会事務局で傍聴券の交付を受けてください。定員は本会議80人、委員会15人です。

各会議の開会予定日は、区議会ホームページに掲載しています。お問い合わせ 内線3614

区議会だよりを読む

本会議の審議内容を要点にまとめた区議会だよりを各定例会、臨時会ごとに発行しています。新聞に折り込んで配布しているほか、区役所や図書館、駅広報スタンドにも置いてあります。また、目の不自由な方のために、内容をテープに吹き込んだ「声の区議会だより」も発行しています。

お問い合わせ 内線3616

会議録を閲覧する

会議での発言内容は会議録としてまとめられています。本会議録は、区役所2階の情報提供コーナー、各区立図書館で閲覧できます。平成13年5月以降のもの、区議会ホームページにも掲載されています。

委員会議録は、平成16年6月以降のものは、区役所2階の情報提供コーナーで閲覧できます。平成20年4月以降のものは、区議会ホームページにも掲載されています。平成16年5月以前の委員会議録は、情報公開請求の手続きに

より、閲覧できます。お問い合わせ

会議録について…… 内線3614
情報公開請求について…… 内線3611

ホームページを見る

区議会ホームページでは、区議会に関する様々な情報を掲載しています。

議会録画中継 本会議の録画映像を配信しています。お問い合わせ 内線3616

委員会録音中継 委員会の模様を音声で配信しています。

区議会会議録の閲覧 平成20年4月以降の本会議、委員会の会議録や資料を閲覧できます。

本会議録の検索 平成13年5月から20年3月までの本会議録を閲覧できます。

議会日程 本会議、委員会の開会予定日時を掲載しています。

議事内容 一般質問要旨、議案の審議結果、意見書などを掲載しています。

議員名簿 会派別の名簿を掲載しています。

区議会だより (PDF版) 平成15年第1回定例会号以降の区議会だよりを掲載しています。

ホームページアドレス <http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kugikai/> お問い合わせ 内線3616

ケーブルテレビを見る

予算に関する特別委員会（第1回定例会）、決算に関する特別委員会（第3回定例会）で行われる総括質疑（各会派の代表が予算または決算全般にわたり質疑するもの）の様子は録画、編集したものをケーブルテレビマイチャンネル「あらかわ（アナログ5CH、デジタル111CH）」で放映します。放映日程は区議会ホームページ、区報でお知らせします。

すでに放映されたものは、各区立図書館、広報課でDVD（平成20年10月以前のもの）を貸し出します。お問い合わせ 内線3616

さらなる議会改革の方策について、第二次・第三次・第四次答申が行われました

さらなる議会改革の方策について、議会運営委員会委員長から議長あてに、第二次・第三次・第四次答申が行われました。

第二次答申（5月17日）（要旨） 議案に対する本会議修正案が提出された場合、討論の機会を保障する。
第三次答申（5月28日）（要旨） 荒川区議会議員の費用弁償における支度料を廃止する。
第四次答申（5月28日）（要旨） 荒川区議会議員が公務のため出張した場合の旅費の支給要件を見直す。

会派の名称変更

平成22年4月23日付で、尚志会（幹事長 小坂英二議員）の会派名が、「日本創新党」に変更となりました。

議会構成

議長
守屋 誠

副議長
戸田 光昭

正 委員長
副 副委員長
理 理事

常任委員会





総務企画委員会 8人

総務企画部、管理部、産業経済部、会計管理部、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の委員会の所管に属さない事項

 ① 竹内 捷美 (自民)	 ② 中村 尚郎 (公明)	 ③ 鳥飼 秀夫 (自民)	 ④ 萩野 勝 (公明)
 ⑤ 小林 行男 (共産)	 ⑥ 明戸 真弓美 (自民)	 ⑦ 服部 敏夫 (自民)	 ⑧ 斉藤 裕子 (元気)

文教・子育て支援委員会 8人

教育委員会及び子育て支援部に関する事項

 ① 若林 清子 (自民)	 ② 安部 キヨ子 (共産)	 ③ 斉藤 泰紀 (自民)	 ④ 吉田 詠子 (公明)
 ⑤ 相馬 堅一 (共産)	 ⑥ 北城 貞治 (自民)	 ⑦ 須永 京子 (自民)	 ⑧ 清水 啓史 (民主・市民)

福祉・区民生活委員会 8人

福祉部、健康部及び区民生活部に関する事項

 ① 武藤 文平 (公明)	 ② 並木 一元 (自民)	 ③ 茂木 弘 (自民)	 ④ 保坂 正仁 (公明)
 ⑤ 斉藤 邦子 (共産)	 ⑥ 守屋 誠 (自民)	 ⑦ 瀬野 喜代 (民主・市民)	 ⑧ 小坂 英二 (創新)

建設環境委員会 7人

環境清掃部、都市整備部及び土木部に関する事項

 ① 小島 和男 (共産)	 ② 志村 博司 (自民)	 ③ 小坂 眞三 (自民)	 ④ 戸田 光昭 (公明)
 ⑤ 横山 幸次 (共産)	 ⑥ 菅谷 安男 (自民)	 ⑦ 浅川 喜文 (正論)	

議会運営委員会

10人

- ①議会運営に関する事項
- ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- ③議長の諮問に関する事項

- | | |
|---------|---------|
| ① 北城 貞治 | ② 斉藤 泰紀 |
| ③ 保坂 正仁 | ④ 志村 博司 |
| ⑤ 若林 清子 | ⑥ 萩野 勝 |
| ⑦ 小林 行男 | ⑧ 横山 幸次 |
| ⑨ 竹内 捷美 | ⑩ 清水 啓史 |

特別委員会

震災対策・危機管理調査特別委員会 11人

- ①大震災対策に関すること
- ②危機管理に関すること
- ③新型インフルエンザ対策に関すること

- | | |
|---------|---------|
| ① 斉藤 邦子 | ② 北城 貞治 |
| ③ 明戸真弓美 | ④ 守屋 誠 |
| ⑤ 並木 一元 | ⑥ 須永 京子 |
| ⑦ 中村 尚郎 | ⑧ 保坂 正仁 |
| ⑨ 安部キヨ子 | ⑩ 小坂 英二 |
| | ⑪ 浅川 喜文 |

拠点開発調査特別委員会 10人

- ①旭電化跡地利用に関すること
- ②三河島駅前北地区の再開発に関すること
- ③旧道灌山中学校跡地利用に関すること

- | | |
|---------|---------|
| ① 服部 敏夫 | ② 小坂 眞三 |
| ③ 斉藤 泰紀 | ④ 萩野 勝 |
| ⑤ 菅谷 安男 | ⑥ 小林 行男 |
| ⑦ 武藤 文平 | ⑧ 瀬野 喜代 |
| ⑨ 小島 和男 | ⑩ 斉藤 裕子 |

観光・文化推進調査特別委員会 10人

- ①観光振興に関すること
- ②文化施策の推進に関すること
- ③都市間交流に関すること
- ④観光に係る交通アクセスに関すること

- | | |
|---------|---------|
| ① 鳥飼 秀夫 | ② 茂木 弘 |
| ③ 吉田 詠子 | ④ 若林 清子 |
| ⑤ 志村 博司 | ⑥ 竹内 捷美 |
| ⑦ 横山 幸次 | ⑧ 戸田 光昭 |
| ⑨ 清水 啓史 | ⑩ 相馬 堅一 |

幹事長 あらかわ正論の会 浅川 喜文 1人	幹事長 日本創新党 小坂 英二 1人	幹事長 あらかわ元気クラブ 斉藤 裕子 1人	副幹事長 民主党・市民の会 清水 啓史 2人 瀬野 喜代 1人	幹事長 日本共産党 荒川区議会議員団 小林 行男 6人 安部キヨ子 1人	副幹事長 公明党 荒川区議会議員団 保坂 正仁 6人 吉田 詠子 1人	副幹事長 自由民主党 荒川区議会議員団 北城 貞治 14人 若林 清子 1人
-----------------------------	--------------------------	------------------------------	--	--	---	--

各会派の構成